

住むなら北九州 移住推進事業補助金交付要綱

目 次

- 第1章 総 則（第1条—第3条）
- 第2章 新婚・子育て賃貸応援メニューにおける補助金交付申請（第4条—第13条）
- 第3章 若者・子育て持ち家応援メニューにおける補助金交付申請（第14条—第23条）
- 第4章 社宅建設応援メニューにおける補助金交付申請（第24条—第34条）
- 第5章 補 則（第35条—第38条）
- 附 則

第1章 総 則

（目的）

第1条 本要綱は、市外から転入する若者・子育て世帯等が一定の要件を満たす良質な住宅を取得する費用や、一定の要件を満たす賃貸住宅を賃借する費用、北九州市（以下、「本市」という。）又は本市近郊に事業所等を整備する企業が、新規雇用者等のために本市に良質な社宅を建設する費用の一部を助成し、本市への移住及び街なか居住を強力に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語は、各号に定めるところによる。

- (1) 転入 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）が、北九州市外から北九州市内の居住地へ住所を異動し、補助金の交付対象住宅（以下「補助対象住宅」という。）に居住することをいう。
- (2) 学生 大学、短大、専門学校、高等学校等に在学し、学校に通学していることが生活の主である者をいう。
- (3) 子ども 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第6条第1項に規定する子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）をいう。
- (4) パートナーシップの関係にある者 北九州市パートナーシップ宣誓制度による宣誓又は北九州市とパートナーシップ制度に関する協定を締結している自治体における宣誓をして転入又は転居する者をいう。
- (5) 北九州市すまいるクラブ 北九州市が運営する北九州市への移住を考えている方をサポートするための会員制度をいう。
- (6) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (7) 暴力団員 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (8) 街なか 居住の誘導を図る区域である別表第1で定める区域をいう。
- (9) 民間賃貸住宅 北九州市・福岡県・北九州市住宅供給公社・福岡県住宅供給公社・都市再生機構等の設置する公的住宅を除いた居住用の賃貸住宅で、次の全てを満たし、街

なかに所在する住宅をいう。

ア 建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないもの（以下「新築」という。）
ではない住宅。

イ 昭和56年6月1日以降に着工した住宅及び、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）に則り耐震診断を実施し、新耐震基準を満たす住宅、又は新耐震基準を満たさない場合、耐震改修工事を施し、新耐震基準を満たす住宅（以下、「新耐震基準を満たす住宅」という。）。

ウ 宅地建物取引業法（昭和27年6月10日法律第176号）第2条第1項第3号に規定する宅地建物取引業者が仲介を行う住宅。

(10) 特定優良賃貸住宅 本市の認定を受けて建設された特定優良賃貸住宅のうち街なかに所在する住宅をいう。ただし、福岡県住宅供給公社及び北九州市住宅供給公社が建設したものは除く。

(11) 空き家バンク登録住宅 北九州市空き家バンク要綱に則って媒介契約を締結したもののうち、街なかに所在する住宅をいう。

(12) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額（共益費、駐車場料金等を除く。）をいう。

(13) 転居 北九州市内から北九州市内の居住地へ住所を異動することをいう。

(14) 良質な住宅 次のア及びイに掲げる住宅をいう。

ア 新築の住宅のうち、次の（ア）に該当し、かつ（イ）から（オ）までのいずれかに該当する住宅をいう。

（ア） 一定の面積要件を満たす住宅。（戸建て住宅にあっては敷地面積が130m²以上（都市計画法に基づき指定されている第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域は180m²以上）、マンションにあっては住戸専用面積が50m²以上の住宅をいう。）

（イ） 住宅性能表示制度による建設住宅性能評価書の交付を受け、次の表の左欄に掲げる評価項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める等級等のいずれかを満たしている住宅。

評価項目	等級等
高齢者等配慮対策等級	3以上
断熱等性能等級	4
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	2以上
その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	免震建築物

（ウ） 独立行政法人住宅金融支援機構が定める「フラット35S」の技術基準に適合し、適合証明書の交付を受けている住宅。

（エ） 長期優良住宅認定制度による長期優良住宅認定通知書の交付を受けている住宅。

（オ） その他ZEH住宅等、断熱等性能等級5以上の証明書類の交付を受けている住宅。

イ 既に建築された住宅（アに該当するものを除く。）のうち、次の（ア）から（ウ）の全ての要件を満たす住宅をいう。ただし、アの（イ）から（オ）のいずれかに該当する場合は（ウ）を満たしている住宅とみなす。

(ア) 一定の面積要件を満たす住宅。

(イ) 新耐震基準を満たす住宅。

(ウ) 別に定めるインスペクション（住宅診断）を実施している住宅。

(15) 良質な社宅 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）に規定する長屋、共同住宅又は寄宿舎で、次のアからケの全ての要件を満たすものをいう。

ア 市内において企業が自ら運営し、かつその従業員及びその家族の住居用に建設又は購入することであること。

イ 一棟あたり20戸以上であること。

ウ 新築（建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないもの）であること。

エ 社宅建設にあたり、周辺環境に配慮したものであること。

オ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないなど社宅利用として支障がないものであること。

カ 国又は他の地方公共団体から補助金の交付を受けていないこと。

キ 補助金の交付を受けた日から10年以上社宅に供すること。

ク 1戸あたりの住戸専用面積（バルコニー、共用部分は除く）は、世帯人員1人の場合 25 m^2 （居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が、従業員が共同して利用するため十分な面積を有する場合にあっては、 18 m^2 ）以上とし、世帯人員2人以上の場合は 30 m^2 以上とする。

ケ 第24条第1項第1号イの場合、社宅の工事請負契約等を別に定める期間に行うこと。

(16) 従業員 社宅建設応援メニュー補助対象者に雇用されている者で、第26条に規定する社宅建設応援メニュー補助対象住戸（以下「社宅建設応援対象住戸」という。）に転入する者をいう。

(17) 本市近郊 直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町、福智町、下関市をいう。

(18) 事業所等 企業が事業の用に供する事務所、店舗、工場等のことをいう。

(19) 新規雇用者 事業所等の操業開始の日の前後1年間に、事業所等に新たに勤務することになった転入時39歳以下の雇用者で社宅建設応援対象住戸に転入又は転居する者をいう。

（基準日）

第3条 本要綱に規定するそれぞれの補助メニューの補助対象者、補助対象住宅及び補助対象住戸の要件は、別に定めがある場合を除き、当該補助メニューの補助金交付対象者認定申請の時点で備えていなければならない。

第2章 新婚・子育て賃貸応援メニューにおける補助金交付申請

（新婚・子育て賃貸応援メニューにおける補助対象者）

第4条 新婚・子育て賃貸応援メニューにおける補助対象者は、次の各号の全ての要件を満

たす者とする。

- (1) 世帯人員2人以上の世帯で、次のいずれかに該当し、転入する者。ただし、申請者が学生である者及び世帯のいずれか（子どもは除く）が同一企業グループ内の転勤・転職をする者を除く。
- ア 申請者が39歳以下で、結婚後5年以内又は3ヶ月以内に結婚予定の者。この場合において、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びパートナーシップの関係にある者を含む。
- イ 子どもがいる者。
- (2) 第4条第1項第1号アは申請者が、イは世帯全員が1年以上継続して市外に居住している者。
- (3) 北九州市すまいるクラブに登録された日から、新婚・子育て賃貸応援メニューにおける補助金の交付を受けようとする期間が3月以上経過している者。
- (4) 転入後、原則2年以上市内に居住することができる者。
- (5) 過去に本人又は同一世帯員が本事業による補助金の交付を受けていない者。
- (6) 暴力団若しくは暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者。

（新婚・子育て賃貸応援メニューにおける補助対象住宅）

第5条 新婚・子育て賃貸応援メニューにおける補助対象住宅（以下「新婚・子育て応援対象住宅」という。）は、街なかに所在し、次の各号のいずれかに該当する住宅とする。

- (1) 民間賃貸住宅で、住戸専用面積が50m²以上（世帯人員2人の場合は30m²以上）の住宅であること。
- (2) 特定優良賃貸住宅のうち、家賃補助が終了した住宅であること。
- (3) 空き家バンク登録住宅であること。

（新婚・子育て賃貸応援メニューにおける補助金の額）

第6条 新婚・子育て賃貸応援メニューにおける補助金の交付額は、20万円を上限として、家賃2ヶ月相当分とする。

（新婚・子育て賃貸応援メニューにおける補助金交付対象者認定申請）

第7条 新婚・子育て賃貸応援メニューにおける補助金の交付を受けようとする者は、新婚・子育て応援対象住宅の賃貸借契約の締結前に、「住むなら北九州 移住推進事業 新婚・子育て賃貸応援メニュー補助金交付対象者認定申請書（様式第1号）」のほか、市長が別に定める書類を添えて、市長が定める期間内に申請をしなければならない。

- 2 新婚・子育て応援対象住宅への転入は、市長が別に定める期間に行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の書類の提出があった場合はこれを審査し、新婚・子育て賃貸応援メニューにおける補助金交付対象者であることを認定したときは、「住むなら北九州 移住推進事業 新婚・子育て賃貸応援メニュー補助金交付対象者認定通知書（様式第2号）」を申請者に通知するものとする。
- 4 前項の審査により、不適当と認められたときは、「住むなら北九州 移住推進事業 新

「**新婚・子育て賃貸応援メニュー補助金交付対象者不認定通知書（様式第3号）**」を申請者に通知するものとする。

- 5 第3項に規定する「**住むなら北九州 移住推進事業 新婚・子育て賃貸応援メニュー補助金交付対象者認定通知書**」を受けた後、申請者が、当該認定申請内容を変更しようとするときは、次条に規定する補助金の交付申請前に、市長に対し、「**住むなら北九州 移住推進事業 補助金交付対象者認定変更届（様式第33号）**」を、提出しなければならない。
- 6 前項の届出が、審査の結果、適當と認められるときは、第3項に規定する認定とみなす。ただし、補助対象となる家賃額は、変更前の家賃額を上限とする。

（新婚・子育て賃貸応援メニューにおける補助金の交付申請）

第8条 前条第3項の認定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、新婚・子育て応援対象住宅に転入後、「**住むなら北九州 移住推進事業 新婚・子育て賃貸応援メニュー補助金交付申請書（兼実績報告書）（様式第4号）**」のほか、市長が別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、市長が別に定める期間に行わなければならない。

（新婚・子育て賃貸応援メニューにおける補助金の交付決定及び額の確定）

第9条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付することが適當と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付及び補助金の額を決定し、その旨を「**住むなら北九州 移住推進事業 新婚・子育て賃貸応援メニュー補助金交付決定（兼額確定）通知書（様式第7号）**」により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の審査により、補助金を交付することが不適當と認めたときは、補助金の不交付を決定し、その理由を付記し、「**住むなら北九州 移住推進事業 新婚・子育て賃貸応援メニュー補助金不交付決定通知書（様式第8号）**」により、申請者に通知するものとする。

（新婚・子育て賃貸応援メニューにおける補助金の請求及び交付）

第10条 前条第1項の補助金の交付決定通知を受けた者（以下「**補助金交付決定者**」という。）は、「**住むなら北九州 移住推進事業補助金交付請求書（様式第9号）**」を市長に提出して補助金を請求するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する請求があった場合は、補助金を交付するものとする。

（新婚・子育て賃貸応援メニューにおける補助金の交付に関する検査及び報告）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付について検査（実地検査を含む。）を行い、報告を求めることができる。

（新婚・子育て賃貸応援メニューにおける補助金の交付対象者認定及び交付決定の取消し等）

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象者認定又は交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第7条第5項、第17条第5項及び第28条第5項に規定する届出の内容が不適当と認められるとき。
 - (2) 第8条第1項、第18条第1項及び第29条第1項に規定する補助金の交付申請を市長が別に定める提出期限までに行わない、又は行うことができないことが明らかなとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (4) 本要綱その他関係法令に違反したとき。
 - (5) 前2号に掲げるもののほか、市長の指示等に従わなかったとき。
 - (6) 警察からの通報若しくは警察への照会等により、暴力団若しくは暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。
 - (7) 申請者から「住むなら北九州 移住推進事業に係る取下げ届（様式第10号）」が提出されたとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を「住むなら北九州 移住推進事業に係る取消通知書（様式第11号）」により申請者に通知するものとする。

（新婚・子育て賃貸応援メニューにおける補助金の返還）

- 第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分について既に補助金を交付している時は、「住むなら北九州 移住推進事業補助金返還命令書（様式第12号）」により返還を命ずることとする。
- 2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載のある期間内に当該補助金を返納しなければならない。
- 3 この場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、北九州市補助金等交付規則（昭和41年3月31日北九州市規則第27号。以下「補助金等交付規則」という。）第20条の規定を適用する。

第3章 若者・子育て持ち家応援メニューにおける補助金交付申請

（若者・子育て持ち家応援メニューにおける補助対象者）

- 第14条 若者・子育て持ち家応援メニューにおける補助対象者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。
- (1) 自らの居住の用に供するため、良質な住宅の建設又は購入（以下「良質な住宅の建設等」という。）を行う予定である者であること。
 - (2) 申請者が39歳以下の世帯人員2人以上の世帯（3ヶ月以内に結婚予定の者（この場合において、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びパートナーシップの関係にある者を含む。）を含む。）、又は子どもがいる世帯で、転入の場合はア又はイに該当する者。
 - ア 1年以上継続して市外に居住している者。
 - イ 市内に転入後2年以内の者で転入前1年以上継続して市外に居住していた者。
 - (3) 北九州市すまいるクラブに登録された日から、若者・子育て持ち家応援メニューにおける補助金の交付を受けようとする期間が3月以上経過している者。

- (4) 転入又は転居後、原則2年以上市内に居住することができる者。
- (5) 過去に本人又は同一世帯員が本事業による補助金の交付を受けていない者。
- (6) 本市における市税の滞納がない者。
- (7) 暴力団若しくは暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者。

(若者・子育て持ち家応援メニューにおける補助対象住宅)

第15条 若者・子育て持ち家応援メニューにおける補助対象住宅（以下「若者・子育て応援対象住宅」という）は、良質な住宅のうち、街なかに所在する住宅とする。

(若者・子育て持ち家応援メニューにおける補助金の額)

第16条 若者・子育て持ち家応援メニューにおける補助金の交付額は、50万円を上限として、世帯人員1人当たり15万円とする。ただし、第14条第1項第2号アからウのいずれかに該当する者の世帯人員は、当該要件を満たす者又は当該要件を満たす者に準ずるものとして市長が認める者に限る。

(若者・子育て持ち家応援メニューにおける補助金交付対象者認定申請)

第17条 若者・子育て持ち家応援メニューにおける補助金の交付を受けようとする者は、良質な住宅の建設等に係る契約の締結前に、「住むなら北九州 移住推進事業 若者・子育て持ち家応援メニュー補助金交付対象者認定申請書（様式第19号）」のほか、市長が別に定める書類を添えて、市長が定める期間内に申請をしなければならない。

- 2 若者・子育て応援対象住宅への転入又は転居は、市長が別に定める期間に行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の書類の提出があった場合はこれを審査し、若者・子育て持ち家応援メニューにおける補助金交付対象者であることを認定したときは、「住むなら北九州 移住推進事業 若者・子育て持ち家応援メニュー補助金交付対象者認定通知書（様式第20号）」を申請者に通知するものとする。
- 4 前項の審査により、不適当と認められたときは、「住むなら北九州 移住推進事業 若者・子育て持ち家応援メニュー補助金交付対象者不認定通知書（様式第21号）」を申請者に通知するものとする。
- 5 第3項に規定する「住むなら北九州 移住推進事業 若者・子育て持ち家応援メニュー補助金交付対象者認定通知書」を受けた後、申請者が、当該認定申請内容を変更しようとするときは、次条に規定する補助金の交付申請前に、市長に対し、「住むなら北九州 移住推進事業 補助金交付対象者認定変更届（様式第33号）」を、提出しなければならない。
- 6 前項の届出が、審査の結果、適当と認められるときは、第3項に規定する認定とみなす。ただし、補助対象となる世帯人員は、変更前の人員を上限とする。

(若者・子育て持ち家応援メニューにおける補助金の交付申請)

第18条 前条第3項の認定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、良質な住

宅の建設等が完了し、移住促進対象住宅に転入又は転居後、「住むなら北九州 移住推進事業 若者・子育て持ち家応援メニュー補助金交付申請書（兼実績報告書）（様式第22号）」のほか、市長が別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、市長が別に定める期間に行わなければならない。

（若者・子育て持ち家応援メニューにおける補助金の交付決定及び額の確定）

第19条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付することが適當と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付及び補助金の額を決定し、その旨を「住むなら北九州 移住推進事業 若者・子育て持ち家応援メニュー補助金交付決定（兼額確定）通知書（様式第23号）」により、申請者に通知するものとする。

2 前項の審査により、補助金を交付することが不適當と認めたときは、補助金の不交付を決定し、その理由を付記し、「住むなら北九州 移住推進事業 若者・子育て持ち家応援メニュー補助金不交付決定通知書（様式第24号）」により、申請者に通知するものとする。

（若者・子育て持ち家応援メニューにおける補助金の請求及び交付）

第20条 若者・子育て持ち家応援メニューにおける補助金の請求及び交付の手続きは、第10条を準用する。

（若者・子育て持ち家応援メニューにおける補助金の交付に関する検査及び報告）

第21条 若者・子育て持ち家応援メニューにおける補助金の交付に関する検査及び報告は、第11条を準用する。

（若者・子育て持ち家応援メニューにおける補助金の交付対象者認定及び交付決定の取消し等）

第22条 若者・子育て持ち家応援メニューにおける補助金の交付決定の取消し等は、第12条を準用する。

（若者・子育て持ち家応援メニューにおける補助金の返還）

第23条 若者・子育て持ち家応援メニューにおける補助金の返還は、第13条を準用する。

第4章 社宅建設応援メニューにおける補助金交付申請

（社宅建設応援メニューにおける補助対象者）

第24条 社宅建設応援メニューにおける補助対象者は、次の各号のすべての要件を満たす企業とする。

（1）次のいずれかに該当する者。

- ア 市外から転入する従業員の居住に供するための良質な社宅を建設又は購入した者。
- イ 市内又は本市近郊に事業所等を新たに新設又は増設することにより生まれる新規雇

用者の居住に供するための良質な社宅を建設又は購入した者。

- (2) 法人格を有すること（但し国、地方公共団体及びその他関係機関は除く）。
- (3) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (4) 本市における市税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

（社宅建設応援メニューにおける補助対象社宅）

第25条 社宅建設応援メニューにおける補助対象社宅は、良質な社宅のうち、街なかに所在するものをいう。なお、単身者用の社宅については、市街化区域及び、市街化調整区域で地区計画等により単身社宅建設が可能な区域に所在する場合も可とする。

（社宅建設応援メニューにおける補助対象住戸）

第26条 社宅建設応援対象住戸は社宅建設応援メニューにおける補助対象社宅のうち、次の各号の全ての要件を満たす従業員又は新規雇用者が、居住する住戸とする。

- (1) 転入又は転居後、原則2年以上居住することができる者。なお、転勤等で2年内に居住する者が変更となる場合は、補助対象者は新たな従業員又は新規雇用者の入居に努めること。
- (2) 本市における市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団若しくは暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

（社宅建設応援メニューにおける補助金の額）

第27条 社宅建設応援メニューにおける補助金の交付額は、世帯人員2人以上の世帯の場合は1補助対象住戸あたり50万円、世帯人員1人の場合は1補助対象住戸あたり15万円とする。ただし、補助金の交付は、1補助対象者1年度あたり100戸を上限とする。

（社宅建設応援メニューにおける補助金交付対象者認定申請）

第28条 社宅建設応援メニューにおける補助金の交付を受けようとする者は、良質な社宅の建設又は購入に係る契約の締結前に、「住むなら北九州 移住推進事業 社宅建設応援メニュー補助金交付対象者認定申請書（様式第25号）」のほか、市長が別に定める書類を添えて、市長が定める期間内に申請をしなければならない。この場合において、第24条第1項第1及び第2号に掲げる要件にあっては、「建設又は購入した者」を「建設又は購入予定である者」と読み替えるものとする。

- 2 社宅建設応援対象住戸への転入又は転居は、市長が別に定める期間に行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の書類の提出があった場合はこれを審査し、社宅建設応援メニューにおける補助金交付対象者であることを認定したときは、「住むなら北九州 移住推進事業 社宅建設応援メニュー補助金交付対象者認定通知書（様式第26号）」を申請者に通知するものとする。
- 4 前項の審査により、不適当と認められたときは、「住むなら北九州 移住推進事業 社

「宅建設応援メニュー補助金交付対象者不認定通知書（様式第27号）」を申請者に通知するものとする。

- 5 第3項に規定する「住むなら北九州 移住推進事業 社宅建設応援メニュー補助金交付対象者認定通知書」を受けた後、申請者が、当該認定申請内容を変更しようとするときは、次条に規定する補助金の交付申請前に、市長に対し、「住むなら北九州 移住推進事業補助金交付対象者認定変更届（様式第33号）」を、提出しなければならない。
- 6 前項の届出が、審査の結果、適當と認められるときは、第3項に規定する認定とみなす。ただし、補助対象となる住戸数は、変更前の住戸数を上限とする。

（社宅建設応援メニューにおける補助金の交付申請）

第29条 前条第3項の認定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、良質な社宅の建設又は購入が完了し、従業員又は新規雇用者が社宅建設支援対象住戸に転入又は転居後、「住むなら北九州 移住推進事業 社宅建設応援メニュー補助金交付申請書（兼実績報告書）（様式第28号）」のほか、市長が別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。なお、事業所等の新設又は増設についても交付申請時までに完了していなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、市長が別に定める期間に行わなければならない。

（社宅建設応援メニューにおける補助金の交付決定及び額の確定）

第30条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付することが適當と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付及び補助金の額を決定し、その旨を「住むなら北九州 移住推進事業 社宅建設応援メニュー補助金交付決定（兼額確定）通知書（様式第31号）」により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の審査により、補助金を交付することが不適當と認めたときは、補助金の不交付を決定し、その理由を付記し、「住むなら北九州 移住推進事業 社宅建設応援メニュー補助金不交付決定通知書（様式第32号）」により、申請者に通知するものとする。

（社宅建設応援メニューにおける補助金の請求及び交付）

第31条 社宅建設応援メニューにおける補助金の請求及び交付の手続きは、第10条を準用する。

（社宅建設応援メニューにおける補助金の交付に関する検査及び報告）

第32条 社宅建設応援メニューにおける補助金の交付に関する検査及び報告は、第11条を準用する。

（社宅建設応援メニューにおける補助金の交付対象者認定及び交付決定の取消し等）

第33条 社宅建設応援メニューにおける補助金の交付決定の取消し等は、第12条を準用する。

（社宅建設応援メニューにおける補助金の返還）

第34条 社宅建設応援メニューにおける補助金の返還は、第13条を準用する。

(様式)

第35条 本要綱に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要綱	名称	別記様式
第7条第1項	住むなら北九州移住推進事業 新婚・子育て賃貸応援メニュー補助金交付対象者認定申請書	様式第1号
第7条第3項	住むなら北九州 移住推進事業 新婚・子育て賃貸応援メニュー補助金交付対象者認定通知書	様式第2号
第7条第4項	住むなら北九州 移住推進事業 新婚・子育て賃貸応援メニュー補助金交付対象者不認定通知書	様式第3号
第8条第1項	住むなら北九州 移住推進事業 新婚・子育て賃貸応援メニュー補助金交付申請書（兼実績報告書）	様式第4号
第7条第1項 第17条第1項	婚約証明書	様式第5号
第8条第1項 、第18条第1項	住むなら北九州 移住推進事業に係る誓約書	様式第6号
第9条第1項	住むなら北九州 移住推進事業 新婚・子育て賃貸応援メニュー補助金交付決定（兼額確定）通知書	様式第7号
第9条第2項	住むなら北九州 移住推進事業 新婚・子育て賃貸応援メニュー補助金不交付決定通知書	様式第8号
第10条第1項、第30条、第31条	住むなら北九州 移住推進事業補助金交付請求書	様式第9号
第12条第1項、第22条、第33条	住むなら北九州 移住推進事業に係る取下げ届	様式第10号
第12条第2項、第22条、第33条	住むなら北九州 移住推進事業補助金交付決定取消通知書	様式第11号
第13条第1項、第23条、第34条	住むなら北九州 移住推進事業補助金返還命令書	様式第12号
第17条第1項	住むなら北九州 移住推進事業 若者・子育て持ち家応援メニュー補助金交付対象者認定申請書	様式第19号
第17条第3項	住むなら北九州 移住推進事業 若者・子育て持ち家応援メニュー補助金交付対象者認定通知書	様式第20号
第17条第4項	住むなら北九州 移住推進事業 若者・子育て持ち家応援メニュー補助金交付対象者不認定通知書	様式第21号
第18条第1項	住むなら北九州 移住推進事業 若者・子育て持ち家応援メニュー補助金交付申請書（兼実績報告書）	様式第22号
第19条第1項	住むなら北九州 移住推進事業 若者・子育て持ち家応援メニュー補助金交付決定（兼額確定）通知書	様式第23号

第19条第2項	住むなら北九州 移住推進事業 若者・子育て持ち家応援メニュー 補助金不交付決定通知書	様式第24号
第28条第1項	住むなら北九州 移住推進事業 社宅建設支援メニュー 補助金交付対象者認定申請書	様式第25号
第28条第3項	住むなら北九州 移住推進事業 社宅建設応援メニュー 補助金交付対象者認定通知書	様式第26号
第28条第4項	住むなら北九州 移住推進事業 社宅建設応援メニュー 補助金交付対象者不認定通知書	様式第27号
第29条第1項	住むなら北九州 移住推進事業 社宅建設応援メニュー 補助金交付申請書（兼実績報告書）	様式第28号
第29条第1項	住むなら北九州 移住推進事業 社宅建設応援メニュー 補助対象住戸に居住する従業員又は新規雇用者に関する調書	様式第29号
第29条第1項	住むなら北九州 移住推進事業 社宅建設応援メニューに係る 誓約書	様式第30号
第30条第1項	住むなら北九州 移住推進事業 社宅建設応援メニュー 補助金交付決定（兼額確定）通知書	様式第31号
第30条第2項	住むなら北九州 移住推進事業 社宅建設応援メニュー 補助金不交付決定通知書	様式第32号
第7条第5項 、第17条第5項、第28条第5項	住むなら北九州 移住推進事業補助金交付対象者認定変更届	様式第33号

第5章 補 則

（その他）

第36条 補助金の交付等に関しては、本要綱に定めるもののほか、補助金等交付規則に定めるところによる。

（委任）

第37条 本要綱の施行に関し必要な事項は、都市戦略局長が別に定める。

（電子情報処理組織による申請等）

第38条 第7条、第8条、第17条、第18条、第28条及び第29条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請を行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第7条、第8条、第17条、第18条、第28条及び第29条に規定する書面等により行われたものとみなす。

- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、押印または署名等をすることとしているものについては、氏名又は名称を明らかにする措置であって各号のいずれかに該当するものをもって当該署名等に代えさせることができる。
 - (1) 電子証明書による電子署名が付されたもの(マイナンバーカードや商業登記電子証明書など)
 - (2) 申請者から届け出があった電子メールアドレスから送信されたもの
 - (3) GビズIDによる認証を経たもの

付 則

(施行期日)

1 本要綱は、平成28年6月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、平成28年6月23日以後に認定申請を行ったものに適用し、この要綱の施行の日の前日までに認定申請を行ったものについては、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

本要綱は、平成29年4月17日から施行する。

付 則

(施行期日)

本要綱は、平成29年5月18日から施行する。

付 則

(施行期日)

本要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

本要綱は、平成30年6月23日から施行する。

付 則

(施行期日)

本要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

本要綱は、令和元年5月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

本要綱は、令和元年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

本要綱は、令和2年8月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

本要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

本要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

本要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

本要綱は、令和5年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

本要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の規定は、令和7年4月1日以後にこの要綱に定める補助金交付対象者認定申請を行う者について適用し、同日前に補助金交付対象者認定申請を行う者については、なお従前の例による。

別表第1 街なかの区域

街なかの区域に含まれる町名は以下のとおり。ただし、都市計画法に基づき指定されている市街化調整区域及び工業専用地域、又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）に基づき指定されている土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は対象外とする。

【門司区】

泉ヶ丘	下二十町	畠田町
稻積1～2丁目	下馬寄	浜町
梅ノ木町	社ノ木1～2丁目	羽山1丁目
老松町	庄司町	原町別院
大久保1～3丁目	白野江1～4丁目	東新町1～2丁目
大字大積	新開	東本町1～2丁目
花月園	新原町	東馬寄
風師1丁目	大里新町	東港町
春日町	大里戸ノ上1～3丁目	東門司1～2丁目
片上海岸	大里原町	光町1丁目
上本町	大里東1～4丁目	広石1丁目
上馬寄1～3丁目	大里東口	藤松1～3丁目
大字吉志	大里本町1～3丁目	不老町1～2丁目
吉志1～4丁目	大里桃山町	別院
吉志新町1～3丁目	高砂町	法師庵
旧門司1丁目	高田1～2丁目	本町
清滝1～5丁目	谷町1～2丁目	松原1～3丁目
清見1～4丁目	田野浦1～2丁目	丸山1～2丁目
葛葉1～3丁目	恒見町	丸山吉野町
大字黒川	長谷1～2丁目	緑ヶ丘
黒川西1、3丁目	中二十町	港町
黒川東1～2丁目	中町	南本町
黄金町	鳴竹1～2丁目	柳原町
小松町	西海岸1～3丁目	柳町1～4丁目
小森江2、3丁目	錦町	矢筈町
栄町	西新町1丁目	
寺内2丁目	大字畠	

【小倉北区】

青葉1～2丁目	熊谷4～5丁目	高峰町
赤坂1、5丁目	熊本1～4丁目	豎林町
浅野1～3丁目	黒住町	豎町1～2丁目
朝日ヶ丘	黒原3丁目	田町
足原1～2丁目	黄金1～2丁目	常盤町
愛宕1～2丁目	米町1～2丁目	中井1～5丁目
足立1丁目	小文字1丁目	中井口
泉台1～3丁目	紺屋町	中井浜
板櫃町	菜園場1～2丁目	中島1～2丁目
井堀1～3丁目	堺町1～2丁目	中津口1～2丁目
今町1～2丁目	三郎丸1～3丁目	長浜町
鎌物師町	重住3丁目	西港町
魚町1～4丁目	篠崎1～2、5丁目	萩崎町
宇佐町1～2丁目	下到津1～5丁目	馬借1～3丁目
江南町	下富野1～5丁目	原町1～2丁目
大田町	城内	日明1～5丁目
大手町	城野団地	東篠崎1～3丁目
大畠1～3丁目	昭和町	東城野町
鍛冶町1～2丁目	白銀1～2丁目	東港1丁目
片野1～5丁目	白萩町	平松町
片野新町1～3丁目	神幸町	古船場町
金田1～3丁目	新高田1丁目	弁天町
上到津1～4丁目	親和町	真鶴1～2丁目
上富野1～5丁目	須賀町	緑ヶ丘1～3丁目
香春口1～2丁目	砂津1～3丁目	南丘1～2丁目
神岳1～2丁目	船頭町	三萩野1～3丁目
貴船町	船場町	都1～2丁目
木町1～4丁目	大門1～2丁目	室町1～3丁目
京町1～4丁目	高尾2丁目	明和町
清水1～4丁目	高浜1～2丁目	吉野町
霧ヶ丘1、3丁目	高坊1～2丁目	若富士町
金鶴町	高見台	

【小倉南区】

石田町	下南方1～2丁目	沼本町1～2、4丁目
石田南1、3丁目	城野1～4丁目	沼緑町1～5丁目
長行西1～5丁目	星和台1～2丁目	沼南町1～2丁目
長行東1～3丁目	大字高津尾	八幡町
上石田1～4丁目	高野1～4丁目	葉山町1～3丁目
上葛原1～2丁目	田原1～3丁目	春ヶ丘
上曾根3丁目	田原新町1～3丁目	東貫1～3丁目
上貫1～3丁目	津田1～4丁目	東水町
上吉田1～6丁目	津田新町1～4丁目	日の出町1～2丁目
蒲生1～5丁目	大字徳吉	富士見1～3丁目
企救丘1～6丁目	徳吉西1～3丁目	舞ヶ丘2～5丁目
北方1～5丁目	徳吉東1～2、4～5丁目	大字南方
朽網西1～2、4～6丁目	徳吉南1、3丁目	南方1～5丁目
朽網東1～3丁目	徳力1～7丁目	南若園町
葛原1、5丁目	徳力新町1～2丁目	守恒1～5丁目
葛原東1～5丁目	徳力団地	守恒本町1～3丁目
葛原本町1、4～6丁目	長尾1～2、4～6丁目	八重洲町
葛原元町1～2丁目	中曾根1～6丁目	山手1～3丁目
大字志井	中曾根東1丁目	湯川1、5丁目
志井1～6丁目	中貫1～2丁目	湯川新町1～4丁目
重住1～2丁目	中貫本町	大字横代
志徳1～2丁目	長野1～3丁目	横代北町1～5丁目
下石田1～3丁目	長野本町2丁目	横代東町1～3丁目
下城野1～3丁目	中吉田1～6丁目	横代南町2丁目
下曾根1～4丁目	西水町	大字吉田
下曾根新町	蜷田若園1～3丁目	若園1～5丁目
下貫1～4丁目	沼新町1～3丁目	

【若松区】

青葉台西 1～5 丁目	向洋町	畠田 1～3 丁目
青葉台東 1～2 丁目	小敷ひびきの 1～3 丁目	花野路 1～3 丁目
青葉台南 1～3 丁目	桜町	浜町 1～3 丁目
赤岩町	塩屋 1～4 丁目	大字払川
赤崎町	下原町	原町
赤島町	修多羅 1～2 丁目	東小石町
大字安瀬	高須北 1～3 丁目	東畠町
今光 1 丁目	高須西 1～2 丁目	東二島 1～5 丁目
栄盛川町	高須東 1～4 丁目	ひびきの
老松 1～2 丁目	高須南 1～4 丁目	ひびきの北
大井戸町	棚田町	ひびきの南 1～2 丁目
大字大鳥居	童子丸 1～2 丁目	深町 1～2 丁目
片山 1～3 丁目	大字頓田	藤ノ木 1～3 丁目
上原町	中川町	二島 1～6 丁目
鴨生田 1～4 丁目	波打町	古前 1 丁目
北浜 1 丁目	西小石町	本町 1～3 丁目
響南町	西園町	南二島 1 丁目
くきのうみ中央	西天神町	宮丸 1～2 丁目
久岐の浜	白山 1～2 丁目	用勾町
小石本村町	大字畠田 (※)	和田町

(※) 区域が 2 箇所以上あり、一部街なかの区域に含まれない区域がある町名

【八幡東区】

荒生田 1～3 丁目	清田 1～2 丁目	中畠 1 丁目
石坪町	山路松尾町	西本町 1～4 丁目
祝町 1～2 丁目	山王 1～2 丁目	八王寺町
枝光 1～2 丁目	昭和 1～3 丁目	春の町 1～5 丁目
枝光本町	白川町	東田 1～4 丁目
大蔵 1 丁目	諏訪 1 丁目	日の出 1 丁目
尾倉 1～3 丁目	高見 1～2、4 丁目	平野 1～3 丁目
上本町 1～2 丁目	竹下町	前田 1～3 丁目
川淵町	茶屋町	松尾町
祇園 1～4 丁目	中央 1～3 丁目	宮の町 1～2 丁目
祇園原町	楓田 2 丁目	桃園 1～4 丁目

【八幡西区】

相生町	光明1～2丁目	野面1～2丁目
青山1～3丁目	小鷺田町	則松1～7丁目
浅川町	小嶺1～3丁目	則松東1～2丁目
大字浅川 (※)	小嶺台1～4丁目	萩原1～3丁目
浅川1～2丁目	大字木屋瀬	馬場山
浅川学園台1～4丁目	木屋瀬1～5丁目	馬場山西
浅川台1～2丁目	木屋瀬東1～4丁目	馬場山東1～3丁目
浅川日の峯1～2丁目	大字金剛	馬場山緑
大字穴生	金剛1～3丁目	東石坂町
穴生1～4丁目	幸神1～4丁目	東王子町
池田1～3丁目	桜ヶ丘町	東折尾町
石坂1～3丁目	大字笛田	東神原町
泉ヶ浦1、3丁目	さつき台1～2丁目	東鳴水1～3丁目
医生ヶ丘	里中1～3丁目	東浜町
市瀬1～2丁目	三ヶ森1～4丁目	東曲里町
岩崎2～4丁目	下上津役1～4丁目	引野1～3丁目
上の原1～4丁目	下上津役元町	藤田1～4丁目
永犬丸1～5丁目	下畠町	藤原1～4丁目
永犬丸西町2～3丁目	自由ヶ丘	船越1～3丁目
永犬丸東町1～3丁目	松寿山1～3丁目	舟町
永犬丸南町1～5丁目	陣原1～5丁目	別所町
大浦1～3丁目	陣山1～3丁目	北筑1～3丁目
大平1～3丁目	菅原町	星ヶ丘1～7丁目
大平台	瀬板1丁目～2丁目	堀川町
岡田町	星和町	大字本城
沖田1～5丁目	大膳1～2丁目	本城1～5丁目
御開1～5丁目	高江1～5丁目	本城学研台1～3丁目
折尾1～5丁目	鷹の巣1～3丁目	本城東1～6丁目
春日台1～6丁目	竹末1～2丁目	町上津役西1～4丁目
香月中央1～3丁目	田町1～2丁目	町上津役東1～3丁目
香月西1～4丁目	茶壳町	的場町
上上津役1～5丁目	茶屋の原1～3丁目	真名子1～2丁目
岸の浦1～2丁目	千代1～5丁目	丸尾町
北鷹見町	千代ヶ崎1～3丁目	光貞台1～3丁目
吉祥寺町	筒井町	南王子町
貴船台	鉄王1～2丁目	南鷹見町
楠北1～3丁目	鉄竜1～2丁目	南八千代町
楠木1～2丁目	東筑1～2丁目	美原町
大字楠橋	塔野1、3丁目	椋枝1～2丁目
楠橋下方1～3丁目	友田1～3丁目	森下町
楠橋西1～2丁目	長崎町	屋敷1丁目
楠橋東2丁目	中須1～2丁目	八千代町
楠橋南1～3丁目	中の原1～3丁目	八枝1～5丁目
熊手1～3丁目	西王子町	山寺町
熊西1～2丁目	西折尾町	夕原町
黒崎1～5丁目	西神原町	養福寺町
黒崎城石	西鳴水1丁目	力丸町
皇后崎町	西曲里町	若葉1～3丁目
紅梅1～3丁目	大字野面	割子川1～2丁目

(※) 区域が2箇所以上あり、一部街なかの区域に含まれない区域がある町名

【戸畠区】

旭町	正津町	初音町
浅生 1～3 丁目	新池 1～3 丁目	東大谷 1、 3 丁目
一枝 1～3 丁目	新川町	東鞘ヶ谷町
沖台 1～2 丁目	菅原 1～4 丁目	福柳木 1～2 丁目
川代 2 丁目	仙水町	牧山 1 丁目
観音寺町	千防 1～3 丁目	牧山海岸
北鳥旗町	高峰 1 丁目	牧山新町
銀座 1～2 丁目	土取町	丸町 1 丁目
小芝 1～3 丁目	天神 1～2 丁目	南鳥旗町
幸町	天籟寺 1～2 丁目	明治町
境川 1～2 丁目	中原西 1～3 丁目	元宮町
沢見 1～2 丁目	中原東 1～4 丁目	夜宮 1～3 丁目
三六町	中本町	
汐井町	西鞘ヶ谷町	